

いじめ問題への取組の徹底について

宮城県教育委員会

1 基本的な考え方

- (1) いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得る問題である。
- (2) いじめは、人間として決して許されないことである。
- (3) いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に組織的に対応することが重要である。
- (4) 事実に基づき、毅然とした姿勢で問題の解決に向けて取り組まなければならぬ。
- (5) 警察などの関係機関とより緊密な連携が必要である。
- (6) 大震災後のこれからの中長期的な取組が一層重要であり、県教委と市町村教委で危機感を共有して取り組むこととする。
- (7) 県教委は、必要に応じて職員を派遣するなど、市町村教委や学校を最大限支援していく。

2 いじめの早期発見・早期対応

- (1) 月1回程度のアンケート調査や個別面談など、学校等におけるきめ細かな実態把握や相談機能を充実し、児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができるような体制を整備する。
- (2) 担任等が問題等を自分だけの責任として、ひとりで抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応し教職員間の綿密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- (3) 事実関係の究明に当たっては、事実の把握を正確かつ迅速に行う。
- (4) 学校のみで解決することに固執することなく、保護者等からの訴えに謙虚に耳を傾け、その上で関係者全員で取り組む姿勢が重要である。また、市町村教委や警察と連携して対処するほか、学警連等の会議において情報の共有を図る。
- (5) 学校におけるいじめへの対処方針、指導計画等の情報については、日頃から、家庭や地域へ積極的に公表し、保護者や地域住民の理解を得るように努める。

3 いじめを許さない、いじめを生まない学校づくり

- (1) いじめは人間として絶対に許されないことであり、いじめる児童生徒に対しては、出席停止等の措置も含め、毅然とした指導が必要である。また、いじめられている児童生徒については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示すことが重要である。同時に、加害・被害の関係が途中で逆転することもあることから、発生した事実の背後関係についても精査が必要である。
- (2) いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところでいじめが続くケースも少なくないことを認識し、そのときの指導で解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折りに触れて必要な指導を行う。
- (3) いじめは、対人関係の問題であるという視点に立ち、道徳教育や体験学習（特別活動、学校行事、部活動等）などを通じて、児童生徒同士の心の結びつきを深めるとともに、互いを尊重する気持ちをはぐくむことが必要である。また、いじめを見たり聞いたりした時に、それを傍観者として過ごしてしまうのではなく、何らかの形で声をあげることのできる、強い心を育っていくことが重要である。